

	洪水災害			土砂災害
	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川等	
	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。			
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>2: 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]、水防団からの報告等)により把握できた場合)</p> <p>※発令基準例1~4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>2: A川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</p> <p>※発令基準例1~4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達した場合</p> <p>2: A川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>5: 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>6: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</p> <p>※発令基準例1~5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1: 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2: 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>3: 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※発令基準例1~2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
	警戒レベル4 避難指示	いずれかに該当する場合に、「警戒レベル4 避難指示」を発令することが考えられる。		
	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である〇〇mに到達し、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合(又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達している場合)</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達することが予想される場合)</p> <p>3: 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合</p> <p>4: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5: 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>7: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1~5に該当する場合は躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である〇〇mに到達した場合(又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>6: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1~4に該当する場合は躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例2については、河川の状況に応じて①~③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> <p>※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)に到達し、次の①~③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>4: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>5: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1~3に該当する場合は躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例1については、河川の状況に応じて①~③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> <p>※発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>1: 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2: 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>3: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5: 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1~2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>注 上記1~5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</p>
	いずれかに該当する場合に、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令することが考えられる。			
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①~③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</p> <p>※発令基準例2については、河川の状況に応じて①~③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である〇〇mに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)に到達し、次の①~③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>※発令基準例1については、河川の状況に応じて①~③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>1: 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2: 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>注1 上記1~3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</p> <p>注2 土砂災害の危険度分布は最大2~3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討してもよい。</p>

警戒レベル一覧表

警戒レベルの一覧表(周知・普及啓発用)

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベル	RGB値	CMYK値
警戒レベル5	12,0,12	30,40,0,100
警戒レベル4	170,0,170	50,85,0,5
警戒レベル3	255,40,0	0,85,95,0
警戒レベル2	242,231,0	0,0,100,5
警戒レベル1	255,255,255	0,0,0,0

←【警戒レベルの色】
5段階の警戒レベルの違いを分かりやすく伝え、かつ、様々な色覚の人にも可能な限り分かりやすいものとなるよう配色を定めています。

警戒レベルの一覧表(避難情報等と居住者等がとるべき行動)

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況: 災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動: 命の危険直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル5に至る前の、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要	
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況: 災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動: 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況: 災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況: 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動: 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況: 今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動: 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

内閣府「避難情報に関するガイドライン」の「3. 2避難情報等と居住者等がとるべき行動(警戒レベルの詳細)」より

警戒レベルに相当する気象庁等の情報

市町村が発表する警戒レベル(避難情報)で確実に避難
気象庁等が発表する防災気象情報を参考に自主的に早めの避難

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当 氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難 行動を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への 心構えを高める	早期注意情報	1相当	

◆大雨特別警報

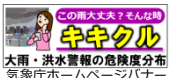
避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える場合に発表します。すでに災害が発生している可能性が極めて高いため、この情報が発表される前に、避難を完了している必要があります。

◆土砂災害警戒情報

命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に発表します。

◆キキクル(危険度分布)

大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報等が発表されたら、地域の詳細な危険度の高まりをキキクル(危険度分布)で確認してください。土砂・洪水の「危険(紫)」は、警戒レベル4に相当します。



◆大雨警報、洪水警報等

大雨等によって災害が起こる危険性があるときに、予備知識のない方でも身近に迫る危険に気づくよう、聞きなれている市町村名を基本として発表します。

A県の警報・注意報(注意警戒事項)	
2022年08月30日05時19分 A地方気象台 発表	
注意警戒事項	沿岸北部、沿岸南部では、30日朝から31日明け方まで土砂災害に、30日昼前から30日夜のはじめ頃まで暴風に、31日明け方まで高波に警戒してください。
B町の警報・注意報(発表状況)	
2022年08月30日05時19分 発表	
警報・注意報(発表) 大雨警報(土砂災害) 暴風警報	
警報・注意報(継続) 波浪警報 雷注意報 洪水注意報 高潮注意報 濃霧注意報	
警報の切り替え 30日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い	

警報に切り替わる可能性が高い時は「!」と文章で予告

◆早期注意情報(警報級の可能性)

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報」として[高][中]の2段階で発表します。

A県沿岸北部地方の早期注意情報(警報級の可能性)						
2022年08月30日05時 A地方気象台 発表						
沿岸北部地方では、31日までの期間内に、大雨警報を発表する可能性が高い。今後の情報に留意してください。						
		30日		31日		
		夕方まで	夜~明け方	朝~夜遅く	1日	
大雨	警報級の可能性	[高]	[高]	-	-	-
暴風	警報級の可能性	[高]	[高]	-	-	-
波浪	警報級の可能性	[高]	[高]	[中]	-	-

気象庁ホームページ表示イメージ

B町の警報・注意報(今後の推移)	
2022年08月30日05時19分 発表	
警報・注意報(発表)	大雨警報(土砂災害) 暴風警報
警報・注意報(継続)	波浪警報 雷注意報 洪水注意報 高潮注意報 濃霧注意報
警報の切り替え	30日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い
大雨特別警報	大雨特別警報に切り替える可能性が高い
特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報	特別警報(大雨以外)・高潮警報に切り替える可能性が高い
警報(高潮以外)・高潮注意報(*)	警報(高潮以外)に切り替える可能性が高い
注意報(高潮以外)・高潮注意報(**)	*1 高潮警報に切り替える可能性が高い *2 上記以外の高潮注意報
解除	
B町の警報・注意報(今後の推移)	
2022年08月30日05時19分 発表	
警報・注意報(発表)	大雨警報(土砂災害) 暴風警報
警報・注意報(継続)	波浪警報 雷注意報 洪水注意報 高潮注意報 濃霧注意報
警報の切り替え	30日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い
大雨特別警報	大雨特別警報に切り替える可能性が高い
特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報	特別警報(大雨以外)・高潮警報に切り替える可能性が高い
警報(高潮以外)・高潮注意報(*)	警報(高潮以外)に切り替える可能性が高い
注意報(高潮以外)・高潮注意報(**)	*1 高潮警報に切り替える可能性が高い *2 上記以外の高潮注意報
解除	

警報級、注意報級の現象が予想される時間帯を表示

気象庁ホームページ表示イメージ